百三十九　エネルギー・環境新技術先導プログラム
百四十　グローバル農商工連携推進事業
百四十一　新産業集積創出基盤構築支援事業
百四十二　再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
百四十三　次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
百四十四　ものづくり中小企業・小規模事業者等連携促進事業
百四十五　地域オープンイノベーション促進事業
百四十六　革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
百四十七　次世代省エネ材料評価基盤技術開発プロジェクト
百四十八　革新的印刷技術による省エネ型電子デバイス製造プロセス開発
百四十九　太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発
百五十　バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
百五十一　セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
百五十二　再生可能エネルギー熱利用技術開発
百五十三　電力系統出力変動対応技術研究開発・実証事業
百五十四　分散型エネルギー次世代電力網構築実証事業
百五十五　未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
百五十六　医工連携事業化推進事業

○法務省告示第五百十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十八日

法務大臣　上川　陽子

別表第二に次の一号を加える。

十二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項又は第二十六条第一項

別表第三の1第三号中「制度」を「事業」に改め、同表の1に次の一号を加える。

八　ＩＣＴイノベーション創出チャレンジプログラム

別表第三の2中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号中「推進本部」を「推進本部関連事業」に改め、同号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、第二十号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、第二十五号中「若手研究者戦略的海外派遣」を「戦略的国際研究ネットワーク推進」に改め、同号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十二号を削り、第四十三号を第三十九号とし、第四十四号中「プログラム」を「プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト」に改め、同号を第四十号とし、第四十五号を第四十一号とし、第四十六号から第五十一号までを四号ずつ繰り上げ、第五十二号を削り、第五十三号を第四十八号とし、第五十四号を第四十九号とし、第五十五号を第五十号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十一号とし、第五十八号から第六十一号までを六号ずつ繰り上げ、同表の2に次の五号を加える。

五十六　再生医療実現拠点ネットワークプログラム
五十七　革新的バイオ医療品創出基盤技術開発事業
五十八　宇宙科学に係る学術研究・実験等
五十九　月・探査ミッション研究・推進
六十　航空科学技術に係る研究開発

別表第三の3中第一号を次のように改める。

一　独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金（医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業）

別表第三の3に次の一号を加える。

十五　厚生労働科学研究委託費

別表第三の5中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十七号までを四号ずつ繰り上げ、第二十八号から第三十号までを削り、第三十一号を第二十四号とし、第三十二号から第三十七号までを七号ずつ繰り上げ、第三十八号及び第三十九号を削り、第四十号を第三十一号とし、第四十一号から第五十号までを九号ずつ繰り上げ、第五十一号を削り、第五十二号を第四十二号とし、第五十三号から第五十六号までを十号ずつ繰り上げ、第五十七号を削り、第五十八号を第四十七号とし、第五十九号を第四十八号とし、第六十号を削り、第六十一号を第四十九号とし、第六十二号から第七十四号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十五号を次のように改め、同号を第六十三号とする。

七十五　ナノ炭素材料実用化プロジェクト

別表第三の5中第七十六号を第六十四号とし、第七十七号から第九十二号までを十二号ずつ繰り上げ、第九十三号を削り、第九十四号を第八十一号とし、第九十五号を第八十二号とし、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十三号とし、第九十九号から第百十六号までを十五号ずつ繰り上げ、第百十七号を削り、第百十八号を次のように改め、同号を第百二号とする。

百十八　対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（グローバル企業立地推進事業）

別表第三の5中第百十九号を第百三号とし、第百二十号を削り、第百二十一号を第百四号とし、第百二十二号を第百五号とし、第百二十三号を削り、第百二十四号を第百六号とし、第百二十五号から第百三十号までを十八号ずつ繰り上げ、第百三十一号及び第百三十二号を削り、第百三十三号を第百十三号とし、第百三十四号から第百三十六号までを二十号ずつ繰り上げ、第百三十七号から第百三十九号までを削り、第百四十号を第百三十一号とし、第百四十一号から第百四十八号までを二十一号ずつ繰り上げ、第百四十九号を削り、第百五十号を第百二十二号とし、第百五十一号中「地域新産業戦略推進」を「地域資源活用ネットワーク構築」に改め、同号を第百二十四号とし、第百五十二号を削り、第百五十三号を第百二十五号とし、第百五十四号から第百五十六号までを二十八号ずつ繰り上げ、第百五十七号中「中小企業海外展開総合」を「小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用」に改め、同号を第百二十九号とし、第百五十八号を第百三十号とし、第百五十九号中「日米等エネルギー環境技術研究・標準化」を「日米等エネルギー技術開発」に改め、同号を第百三十一号とし、第百六十一号を削り、第百六十二号を第百三十三号とし、第百六十三号及び第百六十四号を削り、第百六十五号を第百三十四号とし、第百六十六号を第百三十五号とし、第百六十七号及び第百六十八号を第百三十六号とし、第百六十九号を削り、第百七十号を第百三十七号とし、同表の5に次の十九号を加える。

百三十八　インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト

百三十九　エネルギー・環境新技術先導プログラム
百四十　グローバル農商工連携推進事業
百四十一　新産業集積創出基盤構築支援事業
百四十二　再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
百四十三　次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
百四十四　ものづくり中小企業・小規模事業者等連携促進事業
百四十五　地域オープンイノベーション促進事業
百四十六　革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
百四十七　次世代省エネ材料評価基盤技術開発プロジェクト
百四十八　革新的印刷技術による省エネ型電子デバイス製造プロセス開発
百四十九　太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発
百五十　バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
百五十一　セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
百五十二　再生可能エネルギー熱利用技術開発
百五十三　電力系統出力変動対応技術研究開発・実証事業
百五十四　分散型エネルギー次世代電力網構築実証事業
百五十五　未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
百五十六　医工連携事業化推進事業